

令和3年度新発田地域広域事務組合
各会計歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次のとおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和3年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和4年10月18日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認めた。

令和4年10月18日

新発田地域広域事務組合
管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

新発田地域広域事務組合

監査委員 高橋 晃



監査委員 五十嵐 利榮



新発田地域広域事務組合 行政監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を、新発田地域広域事務組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 高橋 晃

監査委員 五十嵐 利榮



2 監査の種類

行政監査

3 監査の対象

新発田地域広域事務組合に関する共同処理基本計画の令和3年度施策評価及び事務事業評価

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、組合の施策及び事務事業が法令に適合し、正確かつ効率的に行われているか確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

(1) 組合全体で11件ある施策について、それぞれ設定している成果指標をどの程度達成しているか。

(2) 組合の施策の実現に向けて実施している事務事業55件について、それぞれ設定している成果指標をどの程度達成しているか。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和4年10月18日

7 監査の結果

組合の施策評価、事務事業評価を精査した結果、新発田地域広域事務組合の行政については、法令に適合し、組織及び運営の合理化に努めているものと認めた。

新発田地域広域事務組合 財務監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による財務監査を、新発田地域広域事務組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 高橋 晃

監査委員 五十嵐 利榮



2 監査の種類

財務監査

3 監査の対象

令和3年度公会計諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、組合の財務が法令に適合し、正確かつ効率的に行われているか公会計諸表を通して確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 流動資産、固定資産、流動負債、固定負債及び純資産のバランスは適正か。
- (2) 歳入額対資産比率は適正か。
- (3) 資産老朽比率は適正か。
- (4) 純資産比率は適正か。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和4年10月18日

7 監査の結果

公会計諸表及び関係資料を精査した結果、新発田地域広域事務組合の財務については、法令に適合し、正確かつ効率的に行われているものと認めた。